2 変更届出等書類一覧説明書（国土交通大臣免許）（③番窓口）

★ ○印のものを、正本１部、副本（コピーで可）１部、届出人控え１部の計３部を持参し提出してください。
（副本には、身分証明書、登記されていないことの証明書、取引士証の写し、写真、事務所の案内図は添付不要）

★ □の書類は、「法定様式」です。様式を購入される方は都庁内の用紙販売所（52ページ参照）で購入することができます。ダウンロードもできます。
国土交通省ホームページ（宅地建物取引業免許申請様式等）http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.html（平成30年７月31日現在）

★ 代表者、役員、政令で定める使用人、専任の取引士として今現在届出をしてある方が、同じ法人において引き続きこのいずれかの職に就任又は兼任する場合は、変更届の添付書類のうち、「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」のみ省略することができます。

★ 変更届出書及び廃業等届出書は東京都から関東地方整備局へ送付します。

★ 業法第８条第２項第２号から第６号までに掲げる事項について変更があった場合、国土交通省令の定めるところにより、30日以内にその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出る必要があります（業法第９条）。

書類はこの順でそろえ、左側に２つ穴を開け、ひもでとじるか、ホッチキスでとじてください。

◎書類のとじ方の順序	変更届出事項 / 提出書類（□の書類は、該当するものを購入してください。（ダウンロードもできます。））	商号又は名称 法人	商号又は名称 個人	主たる事務所所在地 法人	主たる事務所所在地 個人	法人の代表者 就任	法人の代表者 退任	法人の役員 就任	法人の役員 退任	政令で定める使用人 就任	政令で定める使用人 退任	専任の取引士 就任	専任の取引士 退任	従たる事務所（支店、営業所等） 設置 政令で定める使用人	設置 専任の取引士	設置 事務所 法人	設置 事務所 個人	名称 法人	名称 個人	所在地の移転 法人	所在地の移転 個人	廃止 法人	廃止 個人	姓名 代表者 法人	姓名 代表者 個人	姓名 法人の役員	姓名 政令で定める使用人	姓名 専任の取引士	注意事項	◎記入例・説明等のページ
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更があった事項のみ記入してください。（全く記入事項のないページは添付不要）	37
2	誓約書					○		○		○				○															代表者が代表して誓約し、免許申請書の申請者と同一のものを記入、押印する。	30
3	専任の取引士設置証明書											○	○		○														業法第31条の３第１項の要件を備えている証明。今回の変更後の人数を記入する。	23
4	身分証明書					○		○		○		○		○	○														本籍地の区市町村で発行 外国人の場合は記入例の説明を参照してください。（正本のみ１部添付する。）	21
5	登記されていないことの証明書					○		○		○		○		○	○														東京法務局で発行（成年被後見人及び被保佐人とする記録がない証明）（正本のみ１部添付する。）	21
6	宅地建物取引士証の写し（表面・裏面）											○			○														事務所間の異動で、既に提出済の取引士証の記載内容に変更がない場合は不要（正本のみ１部添付する。）	—
7	事務所を使用する権原に関する書面			○	○											○	○			○	○								事務所の内容等について疑義のある場合は、必要に応じてその契約書、権利書類等を求めることがあります。	30
8	事務所付近の地図（案内図）			○	○											○	○			○	○								最寄りの駅（バス利用の場合、バス停）から事務所までを詳細に記入してください。（正本のみ１部添付する。）	32
9	事務所の写真（平面図・間取図等を添付してください。）			○	○											○	○			○	○								33ページ～34ページ参照（正本のみ１部添付する。）	33 34
10	略歴書					○	※1 ○	○		○		○		○	○														就任を含む現在までの職歴を詳細に記入すること。取締役→監査役など、役職の変更時にも必要。 ※1 代表者を退任し、他の役員に留任又は就任する場合にも必要	22
※2 11	履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書では受付できません。）	○		○		○	○	○	○							○		○		○		○		○		○			変更事項の新旧年月日の確認ができるもの。 ※2 変更事項の新旧年月日（就任日、退任日、移転日等）を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、変更事項を確認できる閉鎖事項全部証明書が必要	25
12	戸籍謄（抄）本	免許証書換えの手続は関東地方整備局にお問い合わせください（63ページ参照）。										◎専任の取引士については、取引士本人の資格登録簿の内容（勤務先・住所・氏名・本籍・商号）を変更していない場合、事前に変更届出が必要です37ページ参照。なお、変更事項の確認のため、変更登録申請書の写しを持参していただくことがあります。		営業保証金に関してお問合せください	は、関東地方整備局（63ページ参照）。								○		○	○	取引士については、本人の資格登録簿の姓名変更の届出が必要です。変更事項確認のため、変更登録申請書控えの写し又は戸籍抄本の原本を添付	
廃業等	廃業等届出書																												２部提出してください。	47 48
廃業等	法人の印鑑証明書																												１通（原本）	—

・事務所については、フロアー移動や増床、減床の場合でも事務所の移転に準じた届出が必要です。

国土交通大臣免許・変更届出等書類一覧説明書